



# 佐賀県公報

平成17年  
6月29日  
(水曜日)  
第 12623号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

- ◎佐賀県解放会館条例施行規則
- 佐賀県訓練手当支給要綱の一部改正
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 開発行為に関する工事の完了
- 佐賀県公用車の売払いに係る一般競争入札

## 規 則

(一〇六・人権・同和対策課) 一

(三七八・労働課) 二

(県民協働課) 三

(まちづくり推進課) 三

(用度管財課) 四

## ○佐賀県規則第百六号

佐賀県解放会館条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、佐賀県解放会館条例（昭和五十四年佐賀県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請の方法）

**第二条** 条例第五条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

## 公布された規則のあらまし

- 平成十六年度佐賀県市町村職員共済組合決算の要旨
- （佐賀県市町村職員共済組合）
- 六

## 雜 報

四 その他知事が必要と認める書類

○佐賀県解放会館条例施行規則（規則第一〇六号）

1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第二条関係）

2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第三条関係）

3 指定管理者の管理の基準を定めることとした。（第四条～第六条関係）

4 その他所要の事項を定めることとした。

5 この規則は、公布の日から施行することとした。

6 佐賀県解放会館管理規則は、廃止することとした。

7 所要の経過措置を定めることとした。

(指定の基準)

**第三条** 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 佐賀県解放会館（以下「会館」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 会館の施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、会館の施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休館日)

**第四条** 条例第五条第四項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち会館の休館日は、次に掲げる日を除き、一週間に一日を限度とする。

一 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に休館することができる。

(開館時間)

**第五条** 管理の基準のうち会館の開館時間は、一日につき八時間以上とする。

(利用の制限)

**第六条** 管理の基準のうち指定管理者が会館の施設の利用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 会館の設置の目的に反する利用をするおそれがある場合

二 会館内の秩序を乱すおそれがある場合

三 会館の施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 その他管理上必要があると認める場合

●佐賀県告示第三百七十八号

に掲げる場合とする。

一 利用許可申請書の内容に偽りがあつた場合

二 利用の許可を受けた者が、指定管理者の承認を受けずに利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第四号の規定により会館の施設の利用の制限をしようとするとときは、知事に協議しなければならない。

(事業報告書の提出)

**第七条** 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 会館の管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県解放会館管理規則の廃止)

2 佐賀県解放会館管理規則（昭和五十四年佐賀県規則第三十七号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、会館の管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

## ○ 告 示

2 管理の基準のうち指定管理者が会館の施設の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次

を次のように改正する。

平成17年6月29日(水)

平成十七年六月二十九日

佐賀県知事 古川康吉

○  
公  
告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

佐賀県知事 古川康

平成17年6月29日

佐賀県佐賀郡諸富町大字諸富津432番地 1

- 1 申請のあつた年月日  
平成17年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人  
(1) 名称 特定非営利活動法人 医療・福祉ネットワークせいわ  
(2) 代表者の氏名 諸井 政司  
(3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、医療・福祉事業者に対して、障害者・高齢者など支援を必要とされる方が、地域社会でその人らしい生活が実現できるよう、質の向上に関する事業を行い、医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年8月16日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

佐賀県知事 古川康一 申請のあつた年月日

平成17年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 ささえい諸富

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀郡佐賀富町十字津諺富津133番地

#### (4) 定款に記載された目的

この法人は、お互い様を合い言葉に助け合いの精神に基づいて、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して、受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業を行い、健康で安心して暮らしていくことのできる地域社会の構築に努力することによって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年6月29日

佐賀県知事 古川

開発区域に含まれる地域の名称

康

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
三養基郡みやき町大字原古賀5473番地1

さが東部農業協同組合

佐賀県公用車の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成17年6月29日

取支等命令者

佐賀県出納局用度管財課長 久保修

### 1 入札に付する公用車の表示及び入札の日程

公用車番号	車名	登録番号	登録年月日	自賠責保険期限	走行距離(km)	入札の日時 (場所:県庁入札室)
1	ニッサンセドリック	佐賀58そ9514	平成8年10月17日	平成17年10月17日	143,703	平成17年7月19日(火) 受付:9:00~9:30 入札:9:30~
2	ニッサングロリア	佐賀58に1330	平成10年10月26日	平成17年10月26日	103,406	平成17年7月19日(火) 受付:10:00~10:30 入札:10:30~
3	ニッサンセドリック	佐賀500さ7600	平成11年9月8日	平成18年9月8日	88,225	平成17年7月19日(火) 受付:11:00~11:30 入札:11:30~
4	ニッサンセドリック	佐賀500そ30	平成12年7月31日	平成17年7月31日	74,372	平成17年7月19日(火) 受付:13:30~14:00 入札:14:00~
5	ニッサンセドリック	佐賀500そ83	平成12年7月31日	平成17年7月31日	71,548	平成17年7月19日(火) 受付:14:30~15:00 入札:15:00~

### 2 下見会

- (1) 下見会日時 平成17年7月8日(金) 13時から20時まで
- (2) 下見会会場 佐賀県庁本館前ロータリー東側通路(雨天時は、新行政棟地下2階駐車場)

3 入札会場  
佐賀県庁本館1階入札室

4 入札参加申込み  
入札の参加希望者は、必ず平成17年7月14日(木)までに佐賀県出納局用度管財課財産担当に入札案内書添付の申込書により申し込んでください。

(入札参加申込期限までに入札参加申込みがない物件については、入札を行いません。)

5 入札の参加資格等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。

(2) 入札参加申込書を提出していない者は入札に参加できません。

(3) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。

6 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上を次により入札時間までに納入してください。

(1) 現金

(2) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手等(詳細は、12の問い合わせ先に照会してください。)

なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、売買代金に充当します。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札に不正な行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

(4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者

- (5) 一件の入札に際し、一人で2以上の入札をした者  
 (6) 代理人でその資格がないもの及び代理人でその資格について本県の確認を受けないものの

(7) 郵送、電信等による入札を行った者

(8) その他入札に関する条件に違反した者

#### 8 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

- (1) 入札に参加し、又はこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正を行ひ、又は行おうとしていると認められたとき。

- (2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。

#### 9 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、印章を持参してください。

(2) 落札者は、落札決定後に売買代金を平成17年7月19日(火)午後5時までに納入してください。

#### 10 名義変更等について

(1) 落札された公用車の所有権は、名義変更の手続きを完了したときに移ります。

(2) 落札された公用車は、名義変更の手続きが完了した後に引き渡します。

#### 11 その他の特記事項等

公用車番号	排気量(ℓ)	色	車検日	内 容
1	1.99	黒	平成17年10月16日	AT5人乗り、フェンダーミラー、ETC車載器装備
2	1.99	黒	平成17年10月25日	同上
3	1.99	黒	平成18年9月7日	同上
4	1.99	黒	平成17年7月30日	同上
5	1.99	黒	平成17年7月30日	同上

12 入札案内書の配布及び入札に関する問い合わせ先並びにホームページアドレス

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県出納局用度管財課

財産担当(電話0952-25-7192)  
 U R L : <http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/nyusatsu/n-sonota/kouyousya/index.html>

#### ○ 選挙権の範囲

#### ●佐賀県選挙権の範囲

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十七年六月二十九日

佐賀県選挙管理委員会  
 委員長 松尾紀男

1 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

111' 八四四人

1 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

111' ○111人

11 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

氏名	住所
八谷 信行	福岡県大野城市東大利二丁目一一番二五号 ウインザーハウス南四〇一
峰 悅男	佐賀市開成二丁目九番二五号
盈 辰博	三養基郡基山町けやき台四丁目二七番三号
古賀 利洋	佐賀市八戸溝三丁目八番一八一一号
白川 秀樹	鹿島市大字高津原七五〇番地
田村 浩司	佐賀市兵庫南一丁目一九番五号
古賀 直	佐賀市東佐賀町一五番八号
一 佐賀県監査委員告示第一号	当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の事務を補助できる期間 平成十七年七月一日から平成十八年三月三十一日まで
○ 雜 報	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項の規定に基づき、平成16年度決算の要旨を公告する。
○ 監査委員事項	平成17年6月29日
● 佐賀県監査委員告示第一号	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人乗田泰の監査の事務を補助せしむることに協議が調つたので、次のとおり告示する。
平成十七年六月二十九日	佐賀県市町村職員共済組合 理事長 横 尾 俊 彦
佐賀県代表監査委員 中 村 孝	

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人乗田泰の監査の事務を補助せしむることに協議が調つたので、次のとおり告示する。

## 損益計算書の要旨

(単位：千円(財形：円))

損益計算書の要旨									
	区分	短期	長期	業務	保健	貯金	貸付	財形	基礎年金支払
収入	負担金	2,627,861	8,635,808	85,580	83,157				
	掛金	2,629,533	4,555,101		83,089				
	基礎年金交付金		1,235,118						
	利息及び配当金	85	785,786	82	478	168,821	203,467		
	その他の収入	278,353	205	7	15,907		6,003		565,431
	他経理から繰入			41,226					
	前年度支払準備金	446,451	439						
	前年度繰越長期金		60,828,847						
	計	5,982,283	76,041,304	126,895	182,631	168,821	209,470	0	565,431
給付	給付	2,867,047	12,214,258						565,431
	役職員給与			88,490	16,524	19,739	13,990		
	旅費・事務費			7,139	3,852	2,027	2,767		
	委託費			1,536					
支支	支払利息				91,890	173,535			
	連合会払込金	91,674					10,026		
	老人保健拠出金	1,271,185							
	退職者給付拠出金	676,913							
介出	護養付金	366,208							
	基礎年金拠出金		3,546,209						
	他経理へ繰入	15,853	25,373						

平成17年6月29日(水)

その他の支出	170,288		28,823	161,294	4,682	7,135	
次年度支払準備金	454,174						
次年度繰越長期金	60,255,464						
計	5,913,342	76,041,304	125,988	181,670	118,338	207,453	0
差引当期利益金又は当期損失金(△)	68,941	0	907	961	50,483	2,017	0
							565,431
貸借対照表の要旨							
資産	流動資産	670,156	9,203,967	193,607	328,717	7,489,462	151,292
固定資産			51,051,497	2,825	897	11,014,229	8,453,977
緑延資産							
資産合計		670,156	60,255,464	196,432	329,614	18,503,691	8,605,269
負債	流动負債	253,873		832	20,105	18,174,771	11
固定負債		454,174		113,118	25,793	22,646	8,377,564
負債合計		708,047	0	113,950	45,898	18,197,417	8,377,575
資本	資本剩余金			479			0
積立金		60,255,464					
利益	利益剰余金		82,003	283,716	306,274	227,694	68,698
欠損金	△ 37,891						
資本合計	△ 37,891	60,255,464	82,482	283,716	306,274	227,694	68,698
負債・資本合計	670,156	60,255,464	196,432	329,614	18,503,691	8,605,269	0

RICOH  
古紙配合率100%再生紙を使用しています